土砂災害対策に係る制度拡充について

【担当省庁】国土交通省

土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域の指定に向けた基礎調査 について、法で定められたおおむね 5 年ごとの調査を実施するための 十分かつ安定的な予算を確保 いただくとともに、水防法に基づく洪水浸水想定区域図作成と同様に、防災・安全交付金の補助率を引上げて $(1/3\rightarrow 1/2)$ いただきたい。

また、河川災害関連事業等と同様に、<u>災害関連緊急砂防事業等の事</u> 業期間を多年度に亘るものとしていただきたい。

さらに、人家が点在する府中北部の山間地においてがけ崩れによる被災が多発した。一定範囲内に集中して多数の被害が生じた場合、一連地区の被災人家を合算して保全対象数と見なすなど、急傾斜地対策に係る採択基準を緩和していただきたい。

【現状・課題等】

- ・京都府では平成16年度から土砂災害警戒区域の指定に向けた基礎調査に着手し、約17,000箇所の調査を完了、公表するとともに、約16,700箇所の土砂災害警戒区域等の指定をおこなってきたところ。今年度から2巡目の基礎調査を法の規定により5年間で1,200箇所実施することとしているが、配分額は所要額を大きく下回っており、警戒避難態勢や避難誘導等の早期確立のため、計画的かつ重点的な予算措置が必要
- ・平成30年7月豪雨では、31件の土砂災害が発生し、4名の人的被害と12件の家屋被災が発生したところであり、6件の災害関連緊急砂防事業等を採択頂いた。しかしながら、現行の災害関連緊急砂防事業等は、採択基準が「被災年度内の完成の見込みのあるもの」とされているが、困難用地関係者の存在や砂防堰堤工事の規模等から、発生年の執行が時間的に厳しい状況
- ・現行の急傾斜地崩壊対策事業の採択基準は、保全人家の判定を「一連の急傾斜地で人家間距離 50 m以内」と規定されているが、保存人家が点在する府の中北部では基準に満たず、防災・減災対策の推進に支障をきたしている状況

京都府の担当課

建設交通部 砂防課(075-414-5319)

【国の事業等】

■概算要求 [国土交通省]

- ▶ 治水事業 9,608 億円の内数 (令和元年度予算8,075 億円の内数)
- ▶ 防災・安全交付金 12.611 億円(令和元年度予算 10.406 億円)
- ■土砂災害防止法(※)に基づく基礎調査の実施計画及び必要な費用(事業費ベース)

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

年度	所要額	配分額	不足額	備考
H29	200 百万円	99 百万円	△ 101	
H30	200 百万円	99 百万円	△ 101	
R元	200 百万円	75 百万円	△ 125	
R2	200 百万円			1, 200 箇所
R3	200 百万円			
R4	200 百万円			
R5	200 百万円			

■平成30年7月豪雨における災害関連緊急砂防事業等箇所一覧

箇所名	事業種類	施工場所	採択額(百万円)
閉亀川	災害関連緊急砂防	亀岡市畑野町	191. 1
瀬ヶ谷川支渓	災害関連緊急砂防	舞鶴市城屋	160. 5
大畠川	災害関連緊急砂防	舞鶴市上福井	182. 1
谷河川	災害関連緊急砂防	福知山市大江町公庄	548. 2
乾谷	災害関連緊急地すべり対策	精華町乾谷	115.8
池ノ谷	災害関連緊急急傾斜地崩壊対策	宮津市吉原	67. 0

災害関連緊急砂防事業等の類似事業としては、河川、海岸、砂防、地すべり防止、 急傾斜地崩壊防止、道路及び橋梁災害関連事業がある。

河川災害関連事業等は、原則として発生年を含めて3か年度以内で完了するよう 予算措置される。(災害手帳P307)

■現在の急傾斜地対策に係る制度概要等

※保全人家の判定は、一連の急傾斜地を人家間距離 50m以内として運用

事業名称	目 的	主な採択基準
急傾斜地崩壊対策事業 (国交付金)	急傾斜地崩壊区域内の自然がけに対し、 崩壊による災害から国民の生命を保護	人家 10 戸以上 斜面高さ 10 m以上 傾斜度 30 度以上
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 (国補助事業)	当該年発生の新たな崩壊で、放置すれば 拡大する恐れがある箇所の緊急的施工に よる再度災害防止	人家5戸以上 斜面高さ10m以上 傾斜度30度以上
京都府災害関連地域 防災がけ崩れ対策事業 (国補助事業・市町村事業)	激甚災害に伴いがけ地の崩壊等が発生した た箇所の緊急的施工による再度災害防止	人家2戸以上 斜面高さ5m以上 傾斜度30度以上
土砂災害対策事業 (府単独事業)	急傾斜地崩壊区域内の自然がけに対し、 崩壊による災害から国民の生命を保護	人家5戸以上 斜面高さ5m以上 傾斜度30度以上